

吹田民主商工会 いんぷお めくしよん

吹田市川園町20-1
TEL (06) 63883-2211
FAX (06) 63882-8190
http://www.suita-minshou.com
suita-ms@jasmine.ocn.ne.jp

毎週木曜日の
昼2時・夜7時
なんでも相談会

国保料・住民税・国税分納相談

班会で「ほったらかしはあかん！」 「職員さんが丁寧聞いてくれた。」

9月27日(火)に国税・国保料・住民税の分納相談を行いました。吹田市役所に集合し、打合せのあと税務署と市役所にわかれて相談に向かいました。Mさん(建設関連)は、消費税の分納をしていましたが、出張が続き民商の相談日に参加できずにいました。班会に参加した際、「ほったらかしにしたらあかん！」と言われて、この日の相談会に参加しました。税務署で実情を伝えて納得のいく結果になりましたが、「もう少し遅くなっていたら、次の手続き(差押えなど)にはいるところでした。」と言われました。Mさんは、「民商の学習会で、ほったらかしにしないことや、期日に払えない時は前もって連絡することを教えてもらったのにできませんでした。今度からはちゃんとします。」と安心されています。

新会員のSさん(飲食関連)は、ご夫婦で参加されて国保料と住民税の相談をしました。入会してから収支計算をきつちりするようになって、商売の実情もきつちり伝えることができました。職員の方も丁寧に聞きとって、払っていきける金額になりました。Sさんは、「書類を見てもよくわからなかったりするので、職員の方が丁寧に説明してくれて良かったです。」とご夫婦で喜ばれていました。

16名の会員が参加しましたが、全員が今後の方向性をつけることができました。税務署や市役所から督促状が届いたり、約束していた分納金額を支払うのが困難になったりした時は、お近くの役員や事務局にご連絡ください。

新会員向け記帳講習会を開催

新会員対象の記帳講習会を

10月26日に行ない、6会員8名が参加しました。講師は事務局員が行ないました。

原始資料の整理の仕方から、記帳のルールとして発生主義や科目の分け方、民商の集計表や経費帳の使い方、決算処理の減価償却や家事関連費の按分などを学習しました。

学習会では質問も出され、科目の分け方について「ガソリン代はどれに分ければいいのか」や減価償却について事務所を置いているマンションの計算はどうすればいいのか「店舗はあ



るけど事務はできないので、自宅で事務をする分の経費は按分で入れられるか」など出されました。あい川支部の食品製造販売業の会員さんは「お母さんから記帳を引き継いでやり始めたところで、今日は勉強になりました。」と話してくれました。

消費税廃止吹田連絡会 毎月街頭宣伝 増税・年金削減・保険料天引き とてもやっつけていけないと怒りの声

消費税廃止吹田連絡会が10月23日にイオン吹田店前で署名宣伝行動を行ないました。民商、新婦人、消費税をなくす会から5名が参加しました。ハンドマイクで消費税増税の理由として社会保障の財源は口実に過ぎない。消費税増税ではなく、大企業・富裕層に応分の負担を求め、大型公共事業や兵器購入など税の使い方を改めることこそ必要と道行く住民に訴えました。約1時間で25名の署名が集まり、ビラの受け取りも



多くの方が受け取っていただきました。署名に応じてくれた70代の女性は「年金は減らされる。いろんな保険料や税金は引かれる。とてもやっつけていけません。消費税これ以上あげられたらもう生活できない。」と増税や政治への怒りを話してくれました。40代の女性の方は「吹田じゃないですけど署名できますか？」と声をかけてくれました。大丈夫ですよと答えると署名をしながら「消費税は許せない。がんばってください。」と応援の言葉ももらいました。

伝言板

無料法律相談

10月20日(木) 昼1時00分 民商事務所
北大阪総合法律事務所 弁護士による相談です。
相談を希望される方は必ず民商事務所までご連絡ください。

府営住宅の申込

申込受付期間 10月3日(月)～10月17日(月)
申込書が必要な方は民商事務所にお越しください。

(吹田市) 企業のホームページ開設を支援

販路拡大のために、自社のホームページの新設を市に登録しているホームページ作成事業者に委託する場合、5万円を上限に作成委託費の2分の1を補助します。11月に開催するセミナーを受講して下さい。対象：市内に主たる事業所のある市民税を滞納していない中小企業。申込：10月31日までに(月) 所定の用紙を地域経済振興室(電話：6384・1356 FAX：6384・1292)

お買い物は地元市場商店街で・商工業者の繁栄は市民とともに！